

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市鶴町7番地の15

名 称 ケンエイ産業株式会社

代 表 者 代表取締役 張 良彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村和美

許可の年月日 令和 3年 10月 18日

許可の有効期限 令和 10年 10月 17日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎・整粒による資源化再利用）

取扱産業廃棄物の種類

①工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

木くず又はがれき類の破碎施設

所在地：兵庫県尼崎市鶴町7番地の15

設置年月日：平成 6年 9月 9日

処理能力：がれき類 1280t/日

許可年月日：平成 13年 2月 1日

許可番号：912011

3. 許可の条件

(1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。

(2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。

(3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 10月 18日	新規許可	平成 26年 10月 18日	更新許可
平成 11年 10月 18日	更新許可	令和 3年 10月 18日	更新許可
平成 16年 10月 18日	更新許可		
平成 21年 10月 18日	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無